

第八十回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第十三号

昭和五十二年四月十五日(金曜日)

午後零時三十三分開議

出席委員

委員長 大野 明君

理事 小比木三郎君 理事 加藤 六月君

理事 増岡 博之君 理事 宮崎 茂一君

理事 渡辺 芳男君 理事 石田幸四郎君

理事 河村 勝君

小沢 辰男君 北川 石松君

関谷 勝嗣君 藤本 孝雄君

古屋 亨君 三塚 博君

太田 一夫君 久保 三郎君

齊藤 正男君 田畑政一郎君

草野 威君 宮井 泰良君

越中 義彦君 米沢 隆君

小林 政子君 菊池福治郎君

出席國務大臣

運輸 大臣 田村 元君

出席政府委員

運輸省海運局長 後藤 茂也君

運輸省鉄道監督 住田 正二君

運輸省鉄道監督 局長 杉浦 喬也君

局固有鉄道部長 杉浦 喬也君

委員外の出席者

日本国有鉄道総 高木 文雄君

運輸委員会調査 鎌瀬 正己君

室長

委員の異動
四月十五日

辞任

森下 元晴君

米沢 隆君

中馬 弘毅君

補欠選任

関谷 勝嗣君

内海 清君

菊池福治郎君

同日

辞任

菊池福治郎君

補欠選任

中馬 弘毅君

本日の会議に付した案件

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する

不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律

案(内閣提出第六四号)

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する

不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案

を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る十二日終了いたして

おります。

これより討論に入るのでありますが、討論の中

し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する

不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案

について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大野委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 この際、本案に対し、渡辺芳男君

外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、

国民会議、民社党及び新自由クラブの五派共同提

案による附帯決議を付すべしとの動議が提出され

ております。

提出者から趣旨の説明を求めます。渡辺芳男

君。

○渡辺(芳)委員 ただいま議題となりました本案

に対し附帯決議を付すべしとの動議につきまし

て、自由民主党、日本社会党、公明党、国民會

議、民社党及び新自由クラブを代表し、その趣旨

を御説明申し上げます。

附帯決議の案文はお手元に配付してありますの

で、その朗読は省略させていただきます。

本附帯決議は、現在わが国海運の置かれており

ます国際環境がきわめて厳しいものでありますの

で、本法の施行に当たり、政府において特に措置

すべきところを明らかにし、遺憾なきを期そうと

するものであります。

以下、附帯決議の内容につきまして、簡単に申

し述べます。

まず、「国旗差別問題の解決には、国際協調を重

視して最善の努力を払い、本法の発動については

慎重を期すべきである。」ということについてであ

りますが、本問題につきましては、本案に対する

質疑において各党の委員より繰り返し論議された

ところであります。

御承知のように、資源が少なく、世界各国と円

滑なる貿易を発展させる必要があるわが国といた

しましては、従来と同様、国際協調の精神をもつ

て、外交交渉により国旗差別政策を改めさせるよ

り最善の努力を払うべきであって、伝家の宝刀と

も言うべき本法による対抗措置の発動には、十分

慎重を期すべきであるということであります。

次に、「我が国海運における外国用船の激増して

いる現状にかんがみ、必要物資の安定輸送と日本

船員の雇用の安定を図るため、国際競争力の維持

を図りつつ、所要の方策を早急に樹立すべきであ

る。」ということについてであります。本問題

も、本案の質疑において、わが国海運における当

面の重要課題として多くの委員より論議された

ところであります。

わが国海運における外国用船等は、現在ではわ

が国商船隊の半分を占めるに至っております。

かかる事態は、主として日本船の国際競争力が

低下したことに基づくものであります。わが国

の必要物資の安定輸送と日本船員の雇用の安定を

図りますためには、わが国海運の国際競争力の維

持を図りつつ、早急に所要の方策を樹立すべきで

あるということであります。

以上をもって、本動議の趣旨の説明を終わります。

何とぞ御賛成を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

外国等による本邦外航船舶運航事業者に

対する不利益な取扱いに対する特別措置

に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり次の事項につい

て遺憾なきを期すべきである。

一 国旗差別問題の解決には、国際協調を重視

して最善の努力を払い、本法の発動について

は慎重を期すべきである。

二 我が国海運における外国用船の激増してい

る現状にかんがみ、必要物資の安定輸送と日

本船員の雇用の安定を図るため、国際競争力

の維持を図りつつ、所要の方策を早急に樹立

すべきである。

右決議する。

○大野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に御発言ありませんので、

直ちに採決いたします。

渡辺芳男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○大野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 この際、田村運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村運輸大臣。

○田村運輸大臣 ただいまは、外国等による本邦外航船舶運航事業に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案について、慎重御審議の結果、御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

私といたしましても、本委員会における審議及び附帯決議の内容を十分尊重いたしまして、わが国の外航船舶運航事業の健全な発展に全力を尽くす所存でございます。

ありがとうございます。（拍手）

○大野委員長 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田村運輸大臣。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田村運輸大臣 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

国鉄は、過去百年間、国内輸送の大動脈として、国民生活の向上と国民経済の発展に寄与してまいりました。今日全輸送機関の中で国鉄が占める輸送割合は逐年低下し、かつての独占的地位は薄れてきておりますが、今後とも、国鉄はわが国の交通体系の中で、主として、都市間旅客輸送、大都市圏旅客輸送及び中長距離大量貨物輸送の分野に重点を置きながらその役割りを果たしていくことが強く期待されているのであります。

国鉄の財政は、昭和三十九年度に赤字に転じて以来急速に悪化の傾向をたどっており、昭和四十四年度及び昭和四十八年度の二回にわたる財政再建対策もその目標を達成することが困難な状態に立ち至つたのであります。このため、政府におきましては、昭和五十二年十二月に、日本国有鉄道再建対策要綱を閣議了解し、速やかに収支の均衡の回復を図るとともに、その後における健全経営を維持するための抜本的な再建対策を策定して、その実施を推進してきたところであります。が、今回、諸般の情勢にかんがみ、再建対策の基本は維持しつつも、収支均衡の目標年度をおおむね昭和五十四年度に変更するとともに、国鉄の経営改善のための措置と国の援助についての方針を明らかにすることとし、本年一月に同要綱の一部を修正した次第であります。

今後、国鉄の経営の健全性を確立するためには、適切な収入の確保と徹底した国鉄経営の改善を図ることが必要であり、あわせて政府も適切な行政上財政上の措置を講じていく考えであります。が、特に当面の国鉄財政の危機的な状況を打開するには、段階的に国鉄の収支の均衡の回復を図る

とともに、その間において生じた欠損を収支の均衡の回復後合理的な範囲内で回収することが必要であると考えられます。このため、今後の運賃改定に当たって、経済、社会の動向、他の交通機関との関係等を考慮しながら、適時適切にこれを行うことができるよう、今回、暫定的に、運賃改定についての一定の限度を法律上明らかにした上で、具体的な額の決定について運輸大臣の認可を受けて国鉄が定めることとしようとするものであります。

また、国鉄再建を確実に達成するためには、所要の運賃改定とあわせて国鉄経営全般にわたって改善を行っていくことが必要でありますので、この際、こうした経営改善の一環として、国鉄の投資対象事業の範囲を拡大し、新たな発想のもとに、関連事業の充実、資産の有効活用等を推進して経営の健全化に資する道を開こうとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。まず、国有鉄道運賃法の改正の内容について申し上げます。

第一に、当分の間、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の賃率につきましては、運輸大臣の認可を受けて国鉄が定める賃率等によることとしたしております。

第二に、右の期間中、一事業年度における運賃の改定率は、決算で損失が生じたときは物価等変動率に一五％を加えた率を限度とし、決算で利益が生じたときは物価等変動率に五％を加えた率を限度とするものとしております。

なお、物価等変動率とは、国鉄の経費の変動に影響する物価及び賃金の変動を示す指標として、卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数を基礎とし、国鉄の経費の構成を勘案して算定される率であり、具体的な算定方法は政令で定めることとしております。

第三に、さきの日本国有鉄道法の改正によりいわゆるたな上げ措置を講じた特定債務に相当する

額である二兆五千四百四億五百万円を除いた国鉄の累積赤字が解消されたときは、右の措置により新たな賃率等を定めることはできないこととしたしております。

次に日本国有鉄道法の改正の内容について申し上げます。

第一に、国鉄の投資対象事業の範囲を拡大いたしました。国鉄の委託によりその業務の一部を行う事業、国鉄の所有する施設または土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用の促進に資する事業を追加することとしたしております。

第二に、政府は、国鉄の経営の健全性の確立のため必要があると認めるときは、国鉄に対し、無利子貸し付けを行うことができることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○大野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日午後五時三十分理事会、十九日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

（国有鉄道運賃法の一部改正）

第一条 国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の二条を加える。

（賃率等の決定の特例）
第十条の二 当分の間、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃又は車扱貨物運賃

の貨率（以下「貨率等」という。）は、第三条第一項、第四条又は第七条第二項の規定にかかわらず、運輸大臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める貨率等による。この場合において、その貨率等は、その実施の日の属する日本国有鉄道の事業年度（以下「実施年度」という。）の前事業年度の末日において実施されている貨率等に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を超えることができない。

一 実施年度の前事業年度の決算が完了している場合において、当該前事業年度の損益計算において損失を生じている場合 物価等変動率（日本国有鉄道の経費の変動に影響する物価及び資金の変動を示す指標として、政令で定めるところにより、実施年度の初日の属する年の前年及び前々年の卸売物価指数、消費者物価指数及び資金指数を基礎とし、日本国有鉄道の経費の構成を勘案して算定される率をいう。以下同じ。）に百分の十五を加えて得た率

二 実施年度の前事業年度の決算が完了していない場合において、実施年度の前々事業年度の損益計算において損失を生じている場合（実施年度の前事業年度の末日における貨率等が実施年度の前々事業年度の末日から引き続いて実施されている場合に限る。） 物価等変動率に百分の十五を加えて得た率

三 実施年度の前事業年度の決算が完了している場合において、当該前事業年度の損益計算において損失を生じていない場合 物価等変動率に百分の五を加えて得た率

四 実施年度の前事業年度の決算が完了していない場合において、実施年度の前々事業年度の損益計算において損失を生じていない場合（実施年度の前事業年度の末日における貨率等が実施年度の前々事業年度の末日から引き続いて実施されている場合に限る。）

る。） 物価等変動率に百分の五を加えて得た率

2 前項各号に掲げる場合以外の場合には、同項の規定により新たな貨率等を定めることはできないものとする。

第十條の三 日本国有鉄道の一の事業年度の決算における繰越欠損金の額が、昭和五十一年十一月五日に日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十四條の五の政令で定められた債務の昭和五十一年三月三十一日における未償還元金の合計額に相当する額を超えないこととなつたときは、当該決算の完結後、前条第一項の規定により新たな貨率等を定めることはできないものとする。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第二條 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項を次のように改める。

日本国有鉄道は、他の法律に定めるもののほか、その業務の運営に必要がある場合又はその財政上必要がある場合には、運輸大臣の認可を受けて、日本国有鉄道の委託によりその業務の一部を行う事業、その運送事業と密接に関連する運輸に関する事業、その所有する施設又は土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用の促進に資する事業に投資することができる。

第五十四條の十中「ときは、」の下に「日本国有鉄道に対し、国の予算の範囲内において必要な資金を無利子で貸し付けることができるものとし、及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 鉄道の普通旅客運賃の貨率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の貨率については、第一條の規定による改正後の国有鉄道運賃法附則第十條の二第一項の規定により定められた貨率等

が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

理 由

日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、鉄道の普通旅客運賃の貨率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の貨率の決定について臨時の特例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対象となる事業の範囲を拡大する等の措置を講ずることにより、その経営の健全性の確立を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年四月二十一日印刷

昭和五十一年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C